

保福介第 001047 号

平成 27 年 6 月 1 日

各指定（介護予防）通所介護事業所 管理者 様

各指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所 管理者 様

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課長

（ 公 印 省 略 ）

指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険事業の推進につきまして、ひとかたならぬご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では「さいたま市指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」を定めました。

つきましては、介護保険制度外の宿泊事業を実施している又は実施を予定している通所介護事業所等ごとに下記のとおり届出をして下さい。なお、提出された届出書の内容に関しては、さいたま市役所消防部に情報提供をいたしますのでご了承ください。

#### 記

1. 提出書類 指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する届出書
2. 提出期限 平成 27 年 7 月 31 日（金）
3. 提出先 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号  
さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課事業者係
4. ホームページ 指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の取扱いについて  
<http://www.city.saitama.jp/005/001/018/001/p041938.html>

※本指針はさいたま市介護保険課でも提出期限まで配布いたします。

問い合わせ さいたま市保健福祉局福祉部 介護保険課  
事業者係

電話 048-829-1265

FAX 048-829-1981